

ヨット・モーターボート総合保険 の約款

ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款、 特約条項

ご契約者の皆様へ

このたびは東京海上日動（以下「弊社」といいます。）のヨット・モーターボート総合保険をご契約いただきありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

保険証券ができあがりましたので、ヨット・モーターボート総合保険の約款とともにお届け申し上げます。内容をご確認のうえお受け取りください。ご契約者と被保険者が異なる場合は、内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、弊社の保険をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。



特にご注意いただきたいこと

お手元にお届けした保険証券の記載内容についてご確認ください。内容に事実と異なる点、お申し込みいただいた契約内容と異なる点等がございましたら、ご契約の代理店または弊社までお知らせください。保険証券の記載内容と事実が相違している場合、保険金のお支払いができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こったときの手続き

事故が発生した場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

○受付時間：24時間365日

○ご連絡先：フリーダイヤル **0120-720-110**

※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

●事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。

いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

目 次

ご契約いただきました保険約款には、普通保険約款の基本条項と保険証券面上にご契約対象である旨表示された普通保険約款の条項および特約条項が適用されますので該当する部分をご確認ください。

	ページ
ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款	1
第1章 用語の定義	1
第2章 船体条項	2
第3章 賠償責任条項	6
第4章 基本条項	8
特約条項	
保険料支払手段に関する特約（※）	18
保険料に関する規定の変更特約条項	18
重大事由解除変更特約条項	27
搭乗者傷害危険担保特約条項	28
死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約条項	39
捜索救助費用担保特約条項	40
ヨット特約条項	42
モーターボート特約条項	43
盗難危険免責特約条項（水上バイク用）	43
風水害危険担保特約条項	43
風水害危険不担保特約条項	44
協定保険価額特約条項	44
搭乗者の範囲に関する特約条項	44
保険料に関する規定の変更特約条項の一般団体に関する追加特約条項	45
保険料支払に関する特約条項	46
全損のみ担保特約条項	46
テロ危険不担保特約条項	46
共同保険に関する特約条項	47

（※）保険料支払手段に関する特約は、保険証券には表示されません。本特約は、保険契約者が、弊社が指定する電子的な決済手段により保険料を払い込む場合に適用されます。

ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款

第1章 用語の定義

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
所有権留保条項付売買契約	船舶販売店等が顧客に船舶を販売する際に、船舶販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された船舶の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ船舶の売買契約をいいます。
船舶取扱業者	船舶の修理、保管、販売、輸送、回航等船舶を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
装備品	一般備品・用具（注1）および居住用品（注2）をいいます。 （注1）ドライバー、レンチ、プライヤー、プラグレンチ、号鐘、時計、双眼鏡、晴雨計、ラジオ、コンパス、マスト灯、前灯、げん灯、停泊灯、黒球、国際信号旗、海図、音響信号器具等をいいます。 （注2）テーブル、寝台、厨房設備をいいます。ただし、艇体に固定されていない物および通常の居住の用に供さない物は除きます。
対人事故	保険対象船舶の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	保険対象船舶の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
担保地域	日本国内の陸地から200km以内の水域および内陸を指します。
艇庫	盗難および風水害に対する防御措置（注）が施されている保管施設をいいます。 （注）屋根、外壁および扉等の保険対象船舶に盗難および風水害による損害が生じることを防ぐために通常必要とされる保管施設が具備すべき構造または設備をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

用 語	定 義
標準機器	航行のための機装品（注１）および 安全・救命設備（注２）をいいます。 （注１）各セール（注３）、マスト、ラダー（舵）、船内エンジン、内燃機関備品（注４）、係船設備（注５）等をいいます。 （注２）パルピット、船尾灯、ホーン、消火器、点火灯、発煙信号、発煙浮信号、救命浮環、ライフライン、ライフジャケット（定員数分）等をいいます。 （注３）メインセール、ジブセールをいいます。ただし、ゼノアジブ、スピネーカー、ストームジブ等のレース時または荒天時のみに使用される特殊目的のセールおよび予備セールは除きます。 （注４）噴射弁、噴射管、接合設備、点火プラグをいいます。 （注５）係船索、アンカー、アンカーチェーンまたは索をいいます。
付属機器	ゼノアジブ、スピネーカー、ストームジブ等のレース時または荒天時のみに使用される特殊目的のセール、予備セール、ビルジポンプ、気圧計、六分儀、レーダー、無線機、方向探知機、魚群探知機、測深儀、テレビ、ステレオ、冷蔵庫、船外エンジン等をいいます。
保管業者	船舶に対価を得て保管することを業とする者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険対象船舶	この保険契約の対象として、保険証券に記載して指定した船舶をいいます。
保険対象船舶の価額	保険対象船舶と同一の船種、年式等で同じ損耗度の船舶の市場販売価格相当額をいいます。

第２章 船体条項

第１条（保険金を支払う場合）

- （１）当会社は、沈没、座礁、座洲、衝突、火災、爆発、盗難その他の不測かつ突発的な事故によって保険対象船舶に生じた損害に対して、この船体条項および基本条項に従い、被保険者に保険金を支払います。
- （２）（１）の保険対象船舶には、次に掲げるものを含みます。
- ① 保険対象船舶に定着または装備されている標準機器および装備品
 - ② ①に規定するもの以外の装備品および付属機器のうち、保険証券に明記されたもの
- （３）燃料、食料その他の消耗品は、（１）の保険対象船舶に含まれません。

第２条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア．保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注１）
 - イ．所有権留保条項付売買契約に基づく保険対象船舶の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく保険対象船舶の借主（注１）
 - ウ．アおよびイに定める者の法定代理人

エ、アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人

オ、アおよびイに定める者の同居の親族。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限りです。

- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注２）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防、水難救助または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 詐欺または横領
（注１）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注２）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注３）使用済燃料を含みます。
（注４）原子核分裂生成物を含みます。

第３条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険対象船舶に存在する欠陥、摩滅、腐し、さびその他自然の消耗
- ② 故障損害（注１）
- ③ エンジンの盗難。ただし、船体とともに盗取された場合、または艇庫内に保管されている間もしくは保管業者に寄託されている間に生じた場合は、この規定を適用しません。
- ④ 風災（注２）もしくは水災（注３）によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害。ただし、保険対象船舶が航行中に、または艇庫内に保管されもしくは保管業者に寄託されている間に生じた場合は、この規定を適用しません。
（注１）不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険対象船舶の電氣的または機械的損害をいいます。
（注２）台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
（注３）台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ（注４）、落石等をいいます。
（注４）崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

第４条（保険金を支払わない場合－その３）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する者が酒に酔った状態（注１）で保険対象船舶を操縦している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ（注２）、シンナー等（注３）を使用した状態で保険対象船舶を操縦している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注４）
- ② 所有権留保条項付売買契約に基づく保険対象船舶の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく保険対象船舶の借主（注４）
- ③ ①および②に定める者の法定代理人
- ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
- ⑤ ①および②に定める者の同居の親族
（注１）アルコールの影響により正常な操縦ができないおそれがある状態をいいます。

第9条（全損）

- （１）第6条（損害額の決定）（１）による損害額または第7条（修理費）の修理費が保険価額以上となる場合には、その保険対象船舶は全損とします。
- （２）保険対象船舶の行方がわからなくなった日からその日を含めて60日間を経過した場合は、保険対象船舶の行方がわからなくなった時に全損したものと推定します。

第10条（支払保険金の計算）

- （１）１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

- ① 全損の場合は、保険価額
- ② 全損以外の場合は、第6条（損害額の決定）の損害額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額。ただし、保険金額が保険価額に達しない場合は、次の算式によって算出した額とします。

$$\left(\text{第6条の損害額} - \frac{\text{保険証券記載の免責金額}}{\text{の免責金額}} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{保険金の額}$$

- （２）第6条（損害額の決定）の損害額のうち、回収金（注１）がある場合において、回収金（注１）の額が被保険者の自己負担額（注２）を超過するときは、当会社は（１）に定める保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

（注１）第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

（注２）損害額から（１）に定める保険金の額を差し引いた額をいいます。

第11条（現物による保険給付）

当会社は、保険対象船舶の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第12条（被害物についての当会社の権利）

- （１）当会社が全損として保険金を支払った場合は、当会社は、保険対象船舶について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が保険価額に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
- （２）保険対象船舶の一部が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- （３）（１）および（２）の場合において、当会社が（１）および（２）に規定する所有権その他の物権を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、その権利は当会社に移転しません。

第13条（盗難船舶の返還）

当会社が保険対象船舶の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内にその保険対象船舶が回収された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、回収されるまでの間に保険対象船舶に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第14条（保険契約の終了）

- （１）当会社が保険金を支払うべき損害が全損である場合は、この船体条項に係る保険契約はその保険金支払の原因となった損害が発生した時に終了します。
- （２）第13条（盗難船舶の返還）の規定により、被保険者が既に受け取った保険金を当会社に払い戻した場合には、（１）の規定は適用しません。

第3章 賠償責任条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、対人事故または対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意
 - ② ①に規定する者以外の被保険者の故意
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑥ ⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ ③から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- （注1）保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3）使用済燃料を含みます。
- （注4）原子核分裂生成物を含みます。
- （2）当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険対象船舶の搭乗者（注1）に対する損害賠償責任
 - ② 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任
 - ③ 被保険者の使用人（注2）が、被保険者の業務（注3）に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償責任
 - ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対して正当な権利を有する者に対する損害賠償責任
- （注1）操縦者を含みます。
- （注2）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づいて、被保険者の指揮、命令または監督下において被保険者の業務に従事する者を含みます。
- （注3）家事を除きます。

第4条（被保険者）

この賠償責任条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の同居の親族で保険対象船舶を使用または管理中の者
- ③ 記名被保険者の承諾を得て保険対象船舶を使用または管理中の者。ただし、船舶取扱業者が業務として受託した保険対象船舶を使用または管理している間を除きます。

- ④ 記名被保険者の使用者（注）。ただし、記名被保険者が保険対象船舶をその使用者（注）の業務に使用している場合に限りです。

（注）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第5条（個別適用）

- （１）この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第2条（保険金を支払わない場合—その１）（１）①の規定を除きます。
- （２）（１）の規定によって、第7条（支払保険金の計算）（１）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第6条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 基本条項第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 対人事故または対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

（注）収入の喪失を含みません。

第7条（支払保険金の計算）

- （１）１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に	第6条(費用)	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことに	保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額
対して負担する	①から③までの費用	より取得するものがある場合は、その価額	

対して負担する + ①から③までの費用 - ④の費用 = 保険金の額

- （２）当会社は、（１）に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。ただし、１回の事故につき第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償金の額が、保険金額を超える場合には、保険金額の前記損害賠償金に対する割合により、これを負担します。

- ① 第6条（費用）④の費用
- ② 被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第8条（先取特権—対人・対物賠償共通）

- （１）対人事故または対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- （注）第6条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。
- （２）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）

- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（１）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注２）

（注１）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注２）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（３）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（２）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（２）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第６条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第９条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、第８条（先取特権—対人・対物賠償共通）（２）②または③の規定により損害賠償請求権者に支払われる保険金と被保険者が第６条（費用）①から③の規定により当会社に請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金を支払うものとします。

第４章 基本条項

第１条（保険責任の始期および終期）

（１）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後４時（注）に始まり、末日の午後４時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

（２）（１）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（３）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第２条（保険責任のおよぶ地域）

（１）当会社は、保険対象船舶が担保地域内にある間に生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。

（２）保険対象船舶の担保地域からの離脱が、保険対象船舶またはその搭乗者に切迫した危険を避けるためまたは人命を救助するためである場合は、（１）の規定にかかわらず、その間に生じた事故による損害に対しても保険金を支払います。

第３条（告知義務）

（１）保険契約者または記名被保険者（注１）になる者は、保険契約締結（注２）の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（注１）船体条項においては、被保険者とします。

（注２）第６条（保険対象船舶の譲渡）（１）または第７条（保険対象船舶の入替）（１）に規定する承認の請求をする場合を含みます。

（２）当会社は、保険契約締結（注１）の際、保険契約者または記名被保険者（注２）が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注１）第６条（保険対象船舶の譲渡）（１）または第７条（保険対象船舶の入替）（１）に規定する承認をする場合を含みます。

- (注2) 船体条項においては、被保険者とします。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結(注1)の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注2)
 - ③ 保険契約者または記名被保険者(注3)が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結(注1)の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結(注1)していたと認める場合に限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結(注1)時から5年を経過した場合
(注1)第6条(保険対象船舶の譲渡)(1)または第7条(保険対象船舶の入替)(1)に規定する承認をする場合を含みます。
(注2)当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
(注3)船体条項においては、被保険者とします。
- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第4条(通知義務)

- (1) 保険契約締結(注1)の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
- ① 保険対象船舶の船種、艇長または馬力を変更したこと。
 - ② 保険対象船舶の保管場所を保険証券記載の場所から変更したこと。
 - ③ 保険証券記載の保険対象船舶の保管施設の構造を改変(変更、改築または増築を含みます。)したこと。
 - ④ ①から③までに規定するほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注2)が発生したこと。
- (注1)当社が、第6条(保険対象船舶の譲渡)(1)または第7条(保険対象船舶の入替)(1)に規定する承認をした場合を含みます。
- (注2)告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(7) (6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第5条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第6条(保険対象船舶の譲渡)

(1) 保険対象船舶が譲渡(注1)された場合であっても、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する権利および義務は、譲受人(注2)に移転しません。ただし、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する権利および義務を保険対象船舶の譲受人(注2)に譲渡(注1)する旨を書面をもって当会社に通知し承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、譲受人(注2)に移転します。

(注1) 所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の保険対象船舶の返還を含みます。

(注2) 所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

(2) 当会社は、保険対象船舶が譲渡(注1)された後(注2)に、保険対象船舶について生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の保険対象船舶の返還を含みます。

(注2) (1) ただし書の書面を受領した後を除きます。

第7条(保険対象船舶の入替)

(1) 次のいずれかに該当する者が、船舶を新たに取得(注1)した場合に、保険契約者が書面をもってその旨を当会社に通知し、新たに取得(注1)した船舶と保険対象船舶の入替の承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、新たに取得(注1)した船舶について、この保険契約を適用します。

① 保険対象船舶の所有者

② 記名被保険者(注2)

③ 記名被保険者(注2)の配偶者

④ 記名被保険者(注2)またはその配偶者の同居の親族

(注1) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。

(注2) 賠償責任条項の適用がない場合は、保険対象船舶の所有者とします。

(2) (1)の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

① 保険対象船舶が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

② 保険対象船舶が貸借契約により貸借されている場合は、その借主

③ ①および②以外の場合は、保険対象船舶を所有する者

(3) 当会社は、船舶を新たに取得(注1)した後(注2)に、新たに取得(注1)した船舶について生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約により借り

入れた場合を含みます。

(注2)(1)の書面の通知を当社が承認した後を除きます。

第8条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第9条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第10条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、船体条項の保険金額が保険対象船舶の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険対象船舶の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、船体条項の保険金額について、減少後の保険対象船舶の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第11条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、保険対象船舶の全部が滅失した場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。ただし、船体条項第14条（保険契約の終了）の規定により船体条項に係る保険契約が終了した場合を除きます。
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険対象船舶が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第12条（保険契約の解除）

- (1) 当社は、第6条（保険対象船舶の譲渡）(1)または第7条（保険対象船舶の入替）(1)の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険対象船舶が廃船、譲渡または返還された場合に限りします。
- (2) 当社は、保険契約者が第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)の追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りします。
- (3) 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。
- (4) (1)に基づく当社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第13条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとし

たこと。

- ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第14条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第3条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対する保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3) (1) および (2) の規定により追加保険料を請求する場合において、第12条（保険契約の解除）(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) 第6条（保険対象船舶の譲渡）(1) または第7条（保険対象船舶の入替）(1)の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(6) (1)、(2) および (4) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および保険対象船舶について適用される特約条項に従い、保険金を支払います。

第16条（保険料の返還—無効または失効の場合）

(1) 第8条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第17条（保険料の返還—取消しの場合）

第9条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第18条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

- （1）第10条（保険金額の調整）（1）の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- （2）第10条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、減額前の保険金額に対応する保険料と減額後の保険金額に対応する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第19条（保険料の返還—解除の場合）

- （1）第3条（告知義務）（2）、第4条（通知義務）（2）、同条（6）、第12条（保険契約の解除）（1）、同条（2）または第13条（重大事由による解除）（1）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- （2）第12条（保険契約の解除）（3）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第20条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、または操縦者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
 - ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当社に通知すること。
 - ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当社に通知すること。
 - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - ④ 保険対象船舶が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
 - ⑤ 保険対象船舶を修理する場合には、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
 - ⑥ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ⑦ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑧ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
 - ⑨ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当社に通知すること。
 - ⑩ ①から⑨までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- （注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- （注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第21条（事故発生時の義務違反）

- （1）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第20条（事故発生時の義務）の規定に違反し

た場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 第20条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② 第20条②から⑤までまたは⑧から⑩までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ 第20条⑥に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ 第20条⑦に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- （2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第20条（事故発生時の義務）③、④もしくは⑩の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- （2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- ① 賠償責任条項に関しては、損害の額
 - ② 船体条項に関しては、損害の額（注）
- （注）それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
- （3）（2）①および②の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第23条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 船体条項に係る保険金の請求に関しては、損害発生の時（注）
 - ② 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- （注）船体条項第9条（全損）（2）の規定によるときは、同条（2）に規定する日数が経過した時
- （2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の書類については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
- ① 保険金の請求書
 - ② 航海日誌、航海計画書、入出航記録その他の事故日が確認できる書類
 - ③ 保険対象船舶の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④ 賠償責任条項における対人事故に係る保険金の請求に関しては次のいずれかの書類
 - ア、対人事故において生じた死亡に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - イ、対人事故において生じた後遺障害に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ウ、対人事故において生じた傷害に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

- ⑤ 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑥ 賠償責任条項における対物事故または船体条項に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
 - ⑦ その他当会社が第24条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。
（注2）画像データを含みます。
- （3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
（注）第1章（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- （4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- （5）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （6）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第24条（保険金の支払時期）

- （1）当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
（注1）被保険者が第23条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
（注2）船体条項第5条（保険価額）に規定する保険価額を含みます。
- （2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過

する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 (注3) 180日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法 (昭和22年法律第118号) が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が第23条 (保険金の請求) (2) および (3) の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法 (昭和24年法律第205号) に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注) には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第25条 (時 効)

保険金請求権は、第23条 (保険金の請求) (1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第26条 (代 位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権 (注) を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 被保険者が取得した債権が保険対象船舶に生じた損害に関するものである場合は、当会社は、正当な権利により保険対象船舶を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその権利を行使することができます。

① 正当な権利により保険対象船舶を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害

② 正当な権利により保険対象船舶を使用または管理していた者が法令に定められた船舶に乗船させるべき者に関する基準を満たさないで保険対象船舶を操縦している場合に生じた損害

③ 正当な権利により保険対象船舶を使用または管理していた者が酒に酔った状態 (注1) で保険対象船舶を操縦している場合に生じた損害

④ 正当な権利により保険対象船舶を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ (注2)、シンナー等 (注3) を使用した状態で保険対象船舶を操縦している場合に生じた損害

- ⑤ 船舶取扱業者が業務として受託した保険対象船舶を使用または管理している間に生じた損害
 (注1) アルコールの影響により正常な操縦ができないおそれがある状態をいいます。
 (注2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
 (注3) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

第27条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務を保険対象船舶の譲受人（注）に移転させる場合は、第6条（保険対象船舶の譲渡）（1）の規定によるものとします。

（注）所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

(2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する権利および義務が移転するものとします。

第28条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する義務を負うものとします。

第29条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第30条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別 表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
1か月まで	30
2か月まで	40
3か月まで	50
4か月まで	60
5か月まで	70
6か月まで	80
7か月まで	85
8か月まで	90
9か月まで	95
1年まで	100

特約条項

保険料支払手段に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、当社が指定する電子的な決済手段(*1)により、この保険契約の保険料(*2)を払い込む場合に適用されます。ただし、当社が指定した方法によりこの保険契約の保険料を払い込むことを求めた場合に限りです。

(*1) 以下この特約において「キャッシュレス決済手段」といいます。

(*2) 追加保険料(*3)を含みます。以下この特約において同様とします。

(*3) 契約内容変更時等に当社が追加して請求する保険料をいいます。

第2条（保険料領収の時点）

当社は、保険契約者がキャッシュレス決済手段により保険料を払い込む場合は、保険契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続きを行い、保険料相当額の決済手続きを完了したことが手続画面に表示された時点で保険料が払い込まれたものとみなします。

第3条（保険料の返還）

当社は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により保険料を返還する場合は、金銭で返還するものとします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

以下に印刷されている特約条項については、保険証券面上の特約条項欄に特約条項名称が表示されている場合に適用されます。

保険料に関する規定の変更特約条項

第1節 用語の定義

第1条（用語の定義）

この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

用 語	定 義
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当社の定める通信方法をいいます。
追加保険料	契約内容変更時等に当社が追加して請求する保険料をいいます。
未経過期間	保険期間中の特定の日翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。

第2節 保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

（1）保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。

（2）次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害、傷害または損失に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項（以下「適用約款」といいます。）に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

- ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
- ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末

（3）次のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

- ① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
- ② 保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

（4）次のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害、傷害または損失に対して保険金を支払います。

- ① 事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
- ② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込むことの確約を行った場合
- ③ 当会社が②の確約を承認した場合

（5）（4）②の確約に反して、保険契約者が（2）②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険料の払込方法—口座振替方式）

（1）保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払込期日に保険料（追加保険料を含みます。）を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座（保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条において同様とします。）に預けておかなければなりません。

- ① 指定口座が、提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に設定されていること。
- ② 当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

（2）保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。

（3）保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）（2）②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(4) 保険契約者が第1条(保険料の払込方法等)(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の保険証券記載の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。
② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めたとき。	第1条(2)②の「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末」を「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとしします。

第3条(保険料の払込方法—クレジットカード払方式)

(1) 保険契約の締結の際に、次のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料(追加保険料を含みます。)をクレジットカード払の方式により払い込むものとしします。

- ① 保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
- ② 当社が①の申出を承認する場合

(2) (1)の場合、次の規定の適用においては、当社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード(当社の指定するクレジットカードに限ります。以下同様とします。)が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。

- ① 第1条(保険料の払込方法等)(1)および同条(2)
- ② 第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)(1)

(3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。

- ① 当社が、クレジットカード会社からその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして(2)の規定を適用します。
- ② 会員規約等に規定する手続が行われない場合

(4) (3)①の保険料相当額を領収できない場合は、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとしします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとしします。

(5) 当社がクレジットカード会社から保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料(追加保険料を含みます。)については、当社が承認しないかぎり、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとしします。

第4条(クレジットカード払方式以外への変更)

保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、第3条(保険料の払込方法—クレジットカード払方式)(5)の規定に基づき当社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しないときは、保険契約者は当社が定める時以降に請求する保険料(当社が定める時以降に請求する

保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。)を当会社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降に生じた事故による損害、傷害または損失に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末

(2) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

- ① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合
- ② 保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

第3節 保険契約の解除の特則

第1条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

- ① 初回保険料について、第2節第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
- ② 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
- ③ 保険料の払込方法が分割払（年払を除きます。以下同様とします。）の場合において、保険証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（保険証券記載の払込期日の次回の保険証券記載の払込期日をいいます。以下同様とします。）までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
- ④ 第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った場合（同節第1条(1)①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日（当会社が第4節第1条(1)②の通知を受けた場合または同節第1条(1)①もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。）が記載されている場合は、この規定を適用しません。
- ⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第4節第1条(4)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
- ⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条(2)②に規定する期日または同節第5条(1)に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるとき。

(2) (1) ⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金（払込みを怠ったと当社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の前回の保険証券記載の払込期日の翌日以降に発生した事故による損害、傷害または損失に対して、支払った保険金に限ります。）があるときは、当会社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）

(1) ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4章基本条項第12条（保険契約の解除）（3）の規定にかかわらず、同条の通知が行われた場合において、当社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。

(2) 普通約款第4章基本条項第12条（保険契約の解除）（3）の規定による保険契約の解除後に当社が保険料を請求し、第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）のいずれかに該当した場合には、当会社は、普通約款第4章第12条に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第3条（保険契約解除の効力）

普通約款第4章基本条項第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）または第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）（2）の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第1条（1）①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第1条（1）②の規定による解除の場合	第1条（1）②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第1条（1）③の規定による解除の場合	第1条（1）③に規定する次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第1条（1）④の規定による解除の場合	第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第1条（1）⑤の規定による解除の場合	第4節第1条（4）に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第1条（1）⑥の規定による解除の場合	第1条（1）⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払込期日
⑦ 第2条（2）の規定による解除の場合	普通約款第4章基本条項第12条（保険契約の解除）（3）の規定により解除した日

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条（保険料の返還、追加または変更）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

- ① 普通約款第4章基本条項第3条（告知義務）（3）③の承認をする場合
- ② 普通約款第4章基本条項第4条（通知義務）（1）の通知を受けた場合
- ③ 普通約款第4章基本条項第10条（保険金額の調整）（2）の通知を受けた場合

(2) 当会社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社

が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3) (1) および (2) の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した、未経過期間に対する保険料 ((1) ②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通約款第4章基本条項第4条 (通知義務) (1) に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。) を返還し、または追加保険料を請求します。	
② 保険料払込方法が一時払以外の場合 (保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条 (保険料の払込方法等) (1) に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、この規定により変更すべき保険料がないときまたは保険期間を延長し、もしくは短縮するときは、①に規定する方法により取り扱います。)	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料 ((1) ②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通約款第4章基本条項第4条 (通知義務) (1) に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。) に変更します。ただし、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。	
	ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
	イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料

(4) 保険契約者が (3) の追加保険料の払込みを怠った場合 ((1) ①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。) は、追加保険料領収前に生じた事故 (当会社が (1) ②の通知を受けた場合、または (1) ①もしくは (2) の承認をする場合に、通知に係る危険増加が生じた日または当会社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。) による損害、傷害または損失に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が (3) の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

① (1) および (3) の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険金を支払いません ((1) ①または②の場合は、第3節第1条 (保険料不払による保険契約の解除) (1) ④の規定により解除できるときに限ります。)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

② (2) および (3) の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。

(5) 保険契約の失効の場合は、当会社は、付表1に規定する保険料を返還します。

ただし、普通約款第2章船体条項第14条 (保険契約の終了) (1) に該当する場合は、保険料は返還しません。

(6) 次のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表1に規定する保険料を返還します。

① 普通約款第4章基本条項第3条 (告知義務) (2)

② 普通約款第4章基本条項第4条 (通知義務) (2) または同条 (6)

③ 重大事由解除変更特約条項によって読み替えられた普通約款第13条 (重大事由による解除) (1) または同条 (2)

- ④ 第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）
- ⑤ 第3節第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）（2）
- （7）普通約款第4章基本条項第12条（保険契約の解除）（3）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。

第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）

- （1）次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
 - ① 第2節第2条（保険料の払込方法一口座振替方式）
 - ② 第1条（3）
- （2）次のすべてに該当する場合は、当会社は、第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。
 - ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
 - ② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合
- （3）当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。
 - ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
 - ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア. 第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）
イ. 普通約款第4章基本条項第14条（保険契約解除の効力）および第3節第3条（保険契約解除の効力）
ウ. 第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）（1）および（2）
エ. 第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）
- （4）保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座（この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。）に振り込むことによって行うことができます。
- （5）（4）の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第3条（追加保険料の払込み等クレジットカード払方式の場合の特則）

- （1）次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）の規定の適用においては、当会社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。
 - ① 第2節第3条（保険料の払込方法クレジットカード払方式）
 - ② 第1条（3）
- （2）当会社は、次のいずれかに該当する場合は（1）の規定を適用しません。
 - ① 当会社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契

約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして（１）の規定を適用します。

② 会員規約等に規定する手続が行われない場合

（３）（２）①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

（４）保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に次のいずれかの方法によって行うことができるものとします。

① 保険契約者の指定する口座への振込み

② クレジットカード会社経由の返還

（５）（４）の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

（１）当会社が第１条（保険料の返還、追加または変更）（３）の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当会社は、同条（４）の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害、傷害または損失に対して保険金を支払います。

① 事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であること。

② 事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

（２）（１）の場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、（１）に規定する「事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第２節第１条（保険料の払込方法等）（４）②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害、傷害または損失に対して保険金を支払います。

（３）当会社が第１条（保険料の返還、追加または変更）（３）の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条（４）に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以降に発生した事故による損害、傷害または損失に対しては、次の規定に従います。

① 追加保険料が、第１条（１）および（３）の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険金を支払いません。

② 追加保険料が、第１条（２）および（３）の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。

（４）第１条（保険料の返還、追加または変更）（３）②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、（１）から（３）までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

（５）第１条（保険料の返還、追加または変更）（４）ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生した場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。

① 普通約款第４章基本条項第３条（告知義務）（３）③に規定する訂正の申出が行われた日時

② 普通約款第４章基本条項第４条（通知義務）（１）または第１条（２）に規定する通知が行われた日時

③ 事故の発生の日時

第5節 その他事項

第1条（適用約款との関係）

（1）この特約条項が付帯された保険契約においては、普通約款の次の規定を適用しません。

- ① 第4章基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）
- ② 第4章基本条項第16条（保険料の返還一無効または失効の場合）（2）
- ③ 第4章基本条項第18条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）（2）
- ④ 第4章基本条項第19条（保険料の返還一解除の場合）

（2）この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、適用約款の規定を適用します。

付表1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払、一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。） (2) 未払込保険料（未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。）がある場合は、(1)の額からその未払込保険料を差し引いた額
1年未満	一時払、一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通約款第4章基本条項別表の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新（保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することを行います。以下同様とします。）を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (3) 未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (3) 未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額

1年未満	一時払	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通約款第4章基本条項別表の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「旧割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料を差し引いた額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

重大事由解除変更特約条項

ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款第4章基本条項第13条（重大事由による解除）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第13条（重大事由による解除）」

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者（注1）が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注2）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注2）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注2）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注2）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注2）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注1）記名被保険者または船体条項の被保険者に限ります。

（注2）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

- ① 被保険者（注1）が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。
- ② 被保険者（注2）に生じた損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

（注1）記名被保険者および船体条項の被保険者を除きます。

（注2）この契約に付帯された搭乗者傷害危険担保特約条項または搜索救助費用担保特約条

項における被保険者に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由または (2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または記名被保険者が (1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより (1) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、次の損害については適用しません。

① 賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害（注）

② 船体条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

(注) 賠償責任条項第6条（費用）に規定する費用のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

(5) 船体条項の被保険者が (1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより (1) の規定による解除がなされた場合、または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、次の損害については適用しません。

① (4) ①および②の損害（注）

② この契約に付帯された搭乗者傷害危険担保特約条項または捜索救助費用担保特約条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害。ただし、その損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が (1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、(3) の規定を適用するものとします。

(注) 賠償責任条項第6条（費用）に規定する費用のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。」

搭乗者傷害危険担保特約条項

(注1) 保険証券面上の「普通条件」欄にのみ保険金額・保険料が記載されている場合は、下表の「普通条件」欄に○印がある保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、医療保険金）が対象となります。

(注2) 保険証券面上の「死亡・後遺障害」欄にのみ保険金額・保険料が記載されている場合は、下表の「死亡・後遺障害」欄に○印がある保険金（死亡保険金、後遺障害保険金）が支払われます。また、この場合にはこの特約条項および「死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約条項」が適用されます。

(注3) 保険証券面上の「普通条件」欄および「死亡・後遺障害」欄の両方に保険金額・保険料が記載されている場合には、「普通条件」で支払われる保険金と「死亡・後遺障害」で支払われる保険金を合算した保険金が支払われます。

担保項目 保険金の種類	普通条件	死亡・後遺障害
死亡保険金	○	○
後遺障害保険金	○	○
医療保険金	○	—

第1条（用語の定義）

この搭乗者傷害危険担保特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
治 療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通 院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入 院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。
被保険者	保険対象船舶に搭乗している者（注）をいいます。 （注）操縦者を含みます。
保険対象船舶	保険証券に記載して指定した船舶をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この特約条項に従い、保険金を支払います。

- ① 保険対象船舶の航行に起因する事故
- ② 保険対象船舶の航行中の、漂流中または飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または保険対象船舶のその他不測かつ突発的な事故

（２）（１）の傷害にはガス中毒を含みます。

（３）（１）の傷害には、次のものを含みません。

- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
- ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第3条（保険金を支払わない場合—その１）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人について生じた傷害
- ② 被保険者が酒に酔った状態（注１）で保険対象船舶を操縦している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ（注２）、シンナー等（注３）を使用した状態で保険対象船舶を操縦している場合に、その本人について生じた傷害
- ③ 被保険者が、保険対象船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで保険対象船舶を操縦している間に生じた傷害
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人について生じた傷害

（注１）アルコールの影響により正常な操縦ができないおそれがある状態をいいます。

（注２）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

（注３）毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

（２）傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

（３）当会社は、平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、保険金を支払いません。

（注）丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- （注1） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注2） 使用済燃料を含みます。
- （注3） 原子核分裂生成物を含みます。

第5条（個別適用）

この搭乗者傷害危険担保特約条項の規定は、第12条（当社の責任限度額等）（2）および（3）を除き、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条（死亡保険金の支払）

- （1）当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険証券記載の1名保険金額の全額を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- （2）（1）の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第7条（後遺障害保険金の支払）

- （1）当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\begin{array}{l} \text{保険証券記載の} \\ \text{1名保険金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{別表1に掲げる各等級の後遺障} \\ \text{害に対する保険金支払割合} \end{array} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- （2）（1）の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、（1）のとおりに算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- （3）別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- （4）同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、保険金額に下表の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

①	別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
②	①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③	①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
④	①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表1に掲げる加重後の
後遺障害に該当する等級
に対する保険金支払割合

－ 既にあった後遺障害に該当する
等級に対する保険金支払割合

= 適用する割合

第8条（医療保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院または通院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を医療保険金として被保険者に支払います。

① 入院した場合

保険証券記載の1名保険金額の1／1000 × 入院日数 = 医療保険金の額

② 通院した場合

保険証券記載の1名保険金額の1／1000 × 通院日数（注） = 医療保険金の額

（注）①に該当する日数を除きます。

(2) (1)の入院日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者が通院しない場合においても、別表2に掲げる部位にギプス等（注1）を常時装着したときは、その装着日数について、(1)の通院をしたものとみなします。ただし、診断書に別表2に掲げる部位にギプス等（注1）の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書等にギプス等（注1）の装着に関する記載がなされている場合に限りです。

（注1）ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（注2）、線副子等およびハローベストをいいます。
なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。

（注2）下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りです。

(4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、医療保険金を支払いません。

(5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては医療保険金を支払いません。

第9条（支払保険金の競合）

(1) 当会社は、1事故に基づく傷害について、後遺障害保険金と医療保険金とを重ねて支払うべき

場合には、その合計額を支払います。

- (2) 当会社は、死亡保険金を支払う場合において、既に支払った後遺障害保険金または医療保険金があるときは、保険金額から既に支払った金額を差し引いて、その残額を支払います。

第10条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している保険対象船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、保険対象船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて60日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、保険対象船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第11条（既に存在していた身体障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条（当会社の責任限度額等）

- (1) 1回の事故につき、被保険者1名に対し当会社が支払うべき保険金の額は、第6条（死亡保険金の支払）から第11条（既に存在していた身体障害または疾病の影響）までの規定による額とし、かつ、保険証券記載の1名保険金額を限度とします。
- (2) 当会社が支払うべき保険金の総額は1回の事故につき保険証券記載の1事故保険金額を限度とします。
- (3) (1)の規定による被保険者1名ごとの保険金の合計額が保険証券記載の1事故保険金額を超える場合は、次の算式により被保険者1名ごとに支払う保険金の額を決定します。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{被保険者1名ごとに} & & & & \text{被保険者1名ごとの} & & \\ \text{支払う保険金} & = & \text{保険証券記載の} & \times & \text{保険金の額} & & \\ & & \text{1事故保険金額} & & \text{(1)の規定による被保険者} & & \\ & & & & \text{1名ごとの保険金の合計額} & & \end{array}$$

第13条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4章基本条項第20条（事故発生時の義務）にかかわらず、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書、診療報酬明細書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している保険対象船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その保険対象船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差

し引いて保険金を支払います。

第14条（保険金の請求）

- （1）普通約款第4章基本条項第23条（保険金の請求）（1）の規定にかかわらず、この特約条項に関する当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

ア．死亡保険金	被保険者が死亡した時（注）
イ．後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
ウ．医療保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内で治療を開始した時

（注）被保険者の死亡を知ることができない場合は、死亡したことを知った時とし、第10条（死亡の推定）の規定による場合は、同条に規定する日数が経過した時とします。

- （2）被保険者または保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、普通約款第4章基本条項第23条（保険金の請求）（2）に加えて、次の①または②の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 傷害の程度を証明する書類（注1）（注2）（注3）
- ② 被保険者または保険金請求権者が死亡した場合は、被保険者または保険金請求権者の除籍および被保険者または保険金請求権者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ③ 傷害に対する治療内容を証明する書類（注4）

- （3）当会社は、事故の内容、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金請求権者に対して、（2）に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（注1）死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書をいいます。

（注2）後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MR I等の各種検査資料をいいます。

（注3）傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MR I等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書をいいます。

（注4）傷害に対する治療内容を記載した診断書および診療報酬明細書等をいいます。

第15条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）

- （1）この特約条項について、保険金の支払を請求できる者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できる者を代理するものとします。
- （2）（1）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金の支払を請求できる者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険金の支払を請求できる者に対しても効力を有するものとします。

第16条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等によってこの特約条項に優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または支払われた場合には、当会社は他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を支払います。

第17条（当会社の指定する医師等の診断書提出等）

- （1）当会社は、被保険者の傷害に関して、保険金支払事由発生等の通知または保険金の請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、下表の①の者に対して下表の②のものの提出を求めることができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金請求権者その他の関係者
②	被保険者に関する当会社の指定する医師等の診断書（注１）その他医学的検査の対象となった標本等

（２）（１）の提出のために必要とした費用（注２）は、当社が負担します。

（注１）医師等の診断書には、死体検案書を含みます。

（注２）収入の喪失を含みません。

第18条（代 位）

普通約款第４章基本条項第26条（代位）（１）の規定にかかわらず、当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第19条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。この場合において、普通約款第４章基本条項の規定中「事故による損害」とあるのを「事故による傷害」と、普通約款第４章基本条項第20条（事故発生時の義務）⑩の規定中「損害」とあるのを「傷害または後遺障害」と、それぞれ読み替えるものとします。

別表１ 後遺障害等級表

等 級	後遺障害	保険金 支払割合
第１級	（１）両眼が失明したもの （２）咀嚼および言語の機能を廃したもの （３）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの （４）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの （５）両上肢をひじ関節以上で失ったもの （６）両上肢の用を全廃したもの （７）両下肢をひざ関節以上で失ったもの （８）両下肢の用を全廃したもの	100%
第２級	（１）１眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの （２）両眼の矯正視力が0.02以下になったもの （３）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの （４）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの （５）両上肢を手関節以上で失ったもの （６）両下肢を足関節以上で失ったもの	89%

等 級	後遺障害	保険金 支払割合
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%

等 級	後遺障害	保険金 支払割合
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したものの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%

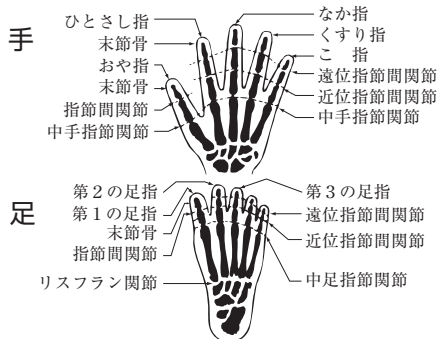
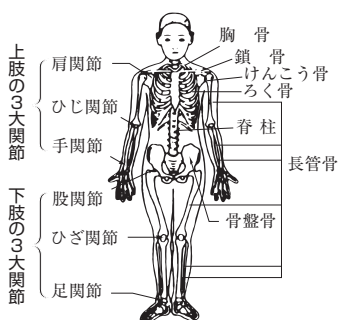
等 級	後遺障害	保険金 支払割合
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%

等 級	後遺障害	保険金 支払割合
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40 cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1 cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%

等 級	後遺障害	保険金 支払割合
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に對し齒科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



別表2 ギブス等の装着部位

1. 長管骨（注1）または脊柱
2. 長管骨（注1）に接続する上肢または下肢の三大関節部分（注2）
3. 肋骨または胸骨（注3）
4. 顎骨または顎関節（注4）

(注1) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

(注2) 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。

(注3) 体幹部を固定した場合に限りです。

(注4) 線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りです。

死亡保険金および後遺障害保険金のための支払特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、搭乗者傷害危険担保特約条項に規定する死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとし、医療保険金は支払いません。

第2条（普通約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款および搭乗者傷害危険担保特約条項の規定を適用します。

搜索救助費用担保特約条項

第1条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
搜索救助費用	遭難した被保険者を搜索、救助または移送するための費用で被保険者が負担すべきものをいいます。ただし、生命・身体の保護のため必要かつ有益な費用であり、保険金を支払うべき遭難と同様の他の遭難に対しても通常負担するものと認められる金額に限ります。
搜索者	遭難した被保険者を搜索、救助または移送する活動に従事した者をいいます。
被保険者	保険対象船舶に搭乗している者（注）をいいます。 （注）操縦者を含みます。
保険対象船舶	保険証券に記載して指定した船舶をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が遭難したことによって被保険者が負担する搜索救助費用に対して、この特約条項に従い、保険金を支払います。

第3条（遭難の発生）

当社は、被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者の行方がわからなくなった時から48時間を経過した時以降もなお、消息が判明しなかった場合は、保険契約者、被保険者の親族またはこれらの者の代理人が、次のいずれかに対して被保険者の搜索（注）を依頼した時に遭難が発生したものとみなします。

- ① 警察署（水上警察署を含みます。）、海上保安庁その他の公的機関
 - ② 漁業組合
 - ③ サルベージ会社または航空会社
- （注）救助または移送を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する搜索救助費用に対しては保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重過失によって生じたその被保険者にかかわる搜索救助費用
 - ② 被保険者が酒に酔った状態（注1）で保険対象船舶を操縦している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ（注2）シンナー等（注3）を使用した状態で保険対象船舶を操縦している場合に生じたその被保険者にかかわる搜索救助費用
 - ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたその被保険者にかかわる搜索救助費用
- （注1）アルコールの影響により正常な操縦ができないおそれがある状態をいいます。
（注2）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
（注3）毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた搜索救助費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注１）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する遭難
- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた遭難またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた遭難

（注１） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注２） 使用済燃料を含みます。

（注３） 原子核分裂生成物を含みます。

- （２） 当会社は、被保険者が、保険対象船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで保険対象船舶を操縦した場合に生じた搜索救助費用に対しては、保険金を支払いません。

第6条（当会社の責任限度額等）

- （１） 当会社が支払うべき保険金の額は、1回の遭難につき、保険証券記載の保険金額を限度とします。
- （２） 1回の遭難につき2名以上の被保険者が搜索救助費用を負担した場合において、各被保険者に対する搜索救助費用（注）の合計額が保険証券記載の保険金額を超えるときは、各被保険者に支払うべき保険金の額は、次の算式により算出した額とします。

$$\begin{array}{ccccc} \text{各被保険者に支払う} & & \text{保険証券記載の} & & \text{各被保険者に対する} \\ \text{べき保険金の額} & = & \text{保険金額} & \times & \frac{\text{搜索救助費用（注）}}{\text{各被保険者に対する搜索} \\ & & & & \text{救助費用（注）の合計額}} \end{array}$$

（注） 当会社が保険金を支払うべき搜索救助費用に限りです。

第7条（被保険者が死亡した場合の保険金受取人）

- （１） 当会社は、被保険者が死亡して発見された場合または搜索救助費用を搜索者に対して支払う前に死亡した場合は、被保険者の法定相続人のうちその費用を負担した者に対して保険金を支払います。
- （２） （１）の場合において、被保険者に法定相続人がない場合は、その者に代わって搜索救助費用を負担した者に対して保険金を支払います。

第8条（遭難の通知）

- （１） 被保険者が遭難し搜索救助費用を支出した場合は、ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4章基本条項第20条（事故発生時の義務）にかかわらず、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、遭難の発生の日（注１）からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

① 遭難の発生状況（第3条（遭難の発生）に規定する場合を含みます。）

② 第3条に規定する搜索（注２）を依頼した事実

（注１） 被保険者が救出されない間等の通知ができない事情がある場合にはその事情がなくなった時とします。

（注２） 救助または移送を含みます。

- （２） （１）の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

（注） 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- （３） 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、（１）および（２）のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会

社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)または(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- (1) 普通約款第4章基本条項第23条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、この特約条項に関する当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族その他の者が搜索救助費用を負担した時（注）から発生し、これを行行使することができるものとします。

（注）第3条（遭難の発生）の規定による場合は、同条に規定する時間が経過した時

- (2) 被保険者または保険金請求者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
 - ② 遭難を証明する書類
 - ③ 保険金の支払を受けようとする搜索救助費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑤ その他当会社が普通約款第4章基本条項第24条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- （注）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第10条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

ヨット特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章船体条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第4条（保険金を支払わない場合—その3）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① セール（メインセール、ジブセール、ゼノアジブ、スピンネーカーおよびストームジブ等の全てのセールをいいます。）に生じた損害。ただし、保険対象船舶に定着または装備されているマストが全損となった場合は、この規定を適用しません。
- ② プロペラ、シャフト、ギヤユニット、ケース等のドライブユニット（船外機についてはローワーユニット）に生じた損害。ただし、これらが保険対象船舶の他の部分と同時に損害を被った場合は、この規定を適用しません。
- ③ エンジン焼付により、エンジン自体に生じた損害
- ④ 保険対象船舶から取りはずされて保険対象船舶内にはない部分品または付属機器に生じた損害
- ⑤ 付属機器のうち保険対象船舶に定着されていないものに生じた損害。ただし、保険対象船舶の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合は、この規定を適用しません。

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

モーターボート特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章船体条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第4条（保険金を支払わない場合—その3）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① プロペラ、シャフト、ギヤユニット、ケース等のドライブユニット（船外機についてはローユニット）に生じた損害。ただし、保険対象船舶が全損となった場合は、この規定を適用しません。
- ② エンジン焼付により、エンジン自体に生じた損害
- ③ 保険対象船舶から取りはずされて保険対象船舶内にない部分品または付属機器に生じた損害
- ④ 付属機器のうち保険対象船舶に定着されていないものに生じた損害。ただし、保険対象船舶の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合は、この規定を適用しません。

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

盗難危険免責特約条項（水上バイク用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章船体条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第4条（保険金を支払わない場合—その3）までに規定する損害のほか、窃盗または強盗によって保険対象船舶に生じた盗取、損傷または汚損の損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

風水害危険担保特約条項

第1条（免責条項の適用除外）

ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章船体条項第3条（保険金を支払わない場合—その2）④の規定は、適用しません。

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

風水害危険不担保特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章船体条項第3条（保険金を支払わない場合—その2）④ただし書きの規定にかかわらず、保険対象船舶が艇庫内に保管されまたは保管業者に寄託されている間であっても、風災（注1）もしくは水災（注2）によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

（注2）台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ（注3）、落石等をいいます。

（注3）崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

協定保険価額特約条項

第1条（保険価額）

（1）ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章船体条項第5条（保険価額）の規定にかかわらず、この保険契約の保険価額は、保険契約者と当会社が約定した保険証券記載の保険価額とします。

（2）（1）の規定にかかわらず、保険証券記載の保険価額が、損害の生じた地および時における保険対象船舶の価額を著しく超える場合は、損害の生じた地および時における保険対象船舶の価額をもって保険価額とします。

第2条（保険金額の調整）

普通約款の規定を次表のとおり読み替えます。

読み替える規定	読替え後の規定
第4章基本条項第10条（保険金額の調整）（1）	（1）保険契約締結の際、船体条項の保険金額が保険対象船舶の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。

第3条（普通約款との関係）

（1）普通約款第4章基本条項第18条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）（1）の規定は、この保険契約においては適用しません。

（2）この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

搭乗者の範囲に関する特約条項

第1条（搭乗者の範囲）

搭乗者傷害危険担保特約条項第1条（用語の定義）の「被保険者」および搜索救助費用担保特約条項第1条（用語の定義）の「被保険者」には、保険対象船舶に牽引されている被牽引レジャー用遊具等（船舶等に牽引されるバナナボート、パラセールその他これらに類するレジャー用遊具等で非自航式のものをいい、牽引を動力とするレジャー用遊具等に限ります。）の搭乗者を含むものとします。

第2条（普通約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款、搭乗者傷害危険担保特約条項および搜索救助費用担保特約条項の規定を適用します。

保険料に関する規定の変更特約条項の一般団体に関する追加特約条項

第1条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

保険料に関する規定の変更特約条項（以下「変更特約」といいます。）第2節保険料の払込み第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）（1）の規定は、次のとおり読み替えます。

「（1）第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合において、その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の翌日から、その保険料を領収した時までの期間中に保険金支払の対象となる事故による損害、傷害または損失が発生していたときは、当会社は、その損害、傷害または損失に対しては、保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末」

第2条（追加保険料の払込み）

変更特約第4節保険料の返還、追加または変更第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）の規定は、次のとおり読み替えます。

「（4）保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを怠った場合（（1）①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）は、追加保険料領収前に生じた事故（当会社が（1）②の通知を受けた場合、または（1）①もしくは（2）の承認をする場合に、通知に係る危険増加が生じた日または当会社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。）による損害、傷害または損失に対しては、次の①から③までの規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

- ① （1）①または③および（3）の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険金を支払いません（（1）①の場合は、第3節保険契約の解除の特則第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）④の規定により解除できるときに限りま）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- ② （1）②および（3）の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、普通約款の通知義務に係る規定により当会社に通知すべき事実があった後に生じた事故による損害、傷害または損失に対しては、変更前の事実に基づく保険料の変更後の事実に基づく保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- ③ （2）および（3）の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。」

第3条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

変更特約第4節保険料の返還、追加または変更第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）（3）の規定は、次のとおり読み替えます。

「（3）当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条（4）に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以降に発生した事故による損害、

傷害または損失に対しては、次の規定に従います。

- ① 追加保険料が、第1条（1）①および（3）の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険金を支払いません。
- ② 追加保険料が、第1条（1）②および（3）の規定により請求したものである場合は、当会社は、変更前の保険料の変更後の保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- ③ 追加保険料が、第1条（2）および（3）の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。」

第4条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

保険料支払に関する特約条項

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、被保険者から保険料相当額の集金手続を行いうる最初の給与支払日後10日以内に払い込むものとします。

第2条（保険料払込み前の事故）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

第3条（保険料不払による保険契約の解除）による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

第5条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款の規定を適用します。

全損のみ担保特約条項

第1条（全損のみ担保）

当会社がヨット・モーターボート総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章船体条項第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する保険金を支払うのは、保険対象船舶が全損に該当する場合に限ります。

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

テロ危険不担保特約条項

- （1）当会社は、ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款第2章船体条項および第3章賠償責任条項の規定にかかわらず、この特約条項に従い、次のいずれかに該当する事由によって生じた損

害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

① テロ行為

② テロ行為を抑制もしくは防止する目的またはテロ行為に対して報復する目的で行われる行為

(2) (1) のテロ行為とは、政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれらと連帯する者が、その主義または主張に関して行う暴力的行為（示威行為、脅迫行為および生物兵器または化学兵器等を用いた加害行為を含みます。）または破壊行為（データ等を破壊する行為を含みます。）をいいます。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載のすべての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載のすべての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載のすべての保険会社に対して行われたものとみなします。

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-868-100**

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時
(年末・年始を除く)

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp